令和７年（ヒ）第２号

山口県下関市丸山町３丁目２番５号
清算株式会社　株式会社油政商店
代表清算人　山根　亨海

1　決定年月日　令和８年２月26日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

1　協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は、株式会社油政商店（以下「清算株式会社」という）に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除く債権（以下「協定債権」という）とする。

2　利息・遅延損害金の免除

協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

3　弁済の方法及び端数の処理

⑴　弁済の方法

協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー13階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。

⑵　弁済における端数の処理

協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。

第２　協定債権の弁済及び放棄

1　協定債権の弁済

清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から２ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。

2　協定債権の放棄

各協定債権者は、上記１の弁済を受けたときに、その余の協定債権をすべて放棄する。なお、上記１の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各協定債権者に通知したときに、各協定債権者は協定債権をすべて放棄する。

3　追加弁済

上記１による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各協定債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記２による放棄の効力は失われるものとする。

（別紙省略）

以上

山口地方裁判所下関支部

令和７年（ヒ）第２号

鹿児島県霧島市国分下井2988番地
清算株式会社　株式会社稲満会
代表清算人　稲満　靖紀

1　決定年月日　令和８年２月25日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　定義

本協定において、別紙の表に記載の債権者を協定債権者とする。

2　協定債権の免除

各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に、各協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず、一切の利息債権・遅延損害金債権等付随する債権を含む。）の全額につき、その債務を免除する。

3　新たな財産が発見された場合の取扱い

前記２記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価によって弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、前記２に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。

（別紙省略）

鹿児島地方裁判所加治木支部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

令和７年（再）第２号

和歌山県海草郡紀美野町国木原551番地14
再生債務者　国木原開発株式会社

決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。

1　再生債務者の株式の取得に関する定め

再生債務者は、下記のとおり再生債務者の発行済株式の全てを無償で取得した上、後記３⑶の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日に、当該株式を全て消却する。

記

⑴　取得する株式の数

全ての発行済み株式である普通株式１万株

⑵　再生債務者が上記⑴記載の株式を取得する日

後記３⑶の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日

2　資本金の額の減少に関する定め

再生債務者は、資本金の額を下記のとおり減少させる。

記

⑴　減少する資本金の額

資本金１億円全額

⑵　資本金の額の減少が効力を生ずる日

後記３⑶の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日

3　募集株式を引き受ける者の募集に関する定め

再生債務者は、下記のとおり募集株式を引き受ける者を募集し、募集株式を株式会社ＧＡＤＳＰＯＲＴＳ　ＪＡＰＡＮ（和歌山県海草郡紀美野町国木原551―14）に割り当てる。

記

⑴　募集株式の数

普通株式100株

⑵　募集株式の払込金額

募集株式１株につき１万円

⑶　募集株式と引換えにする金銭の払込期間

認可決定確定の翌日から１週間以内

⑷　増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額

金100万円

増加する資本準備金の額

金０円

⑸　その他の事項

認可決定確定後の初回の新株発行としては上記のとおりであるが、令和８年９月末を予定している預託金債権者及び一般債権者に対する弁済（一括弁済を選択した債権者については一括弁済日、分割弁済を選択した債権者については第１回目の弁済日）よりも前に、金9800万円の追加の増資を予定している。

令和８年２月27日　和歌山地方裁判所民事部

再生手続終結